（３）飼養形態（飼養施設の場合）：

（４）家畜排せつ物の処理方法：

７．工事の着手及び完了の予定年月日

（１）工事種類

・番号：

□新築　□増築　□改築　□柱を撤去する行為　□模様替

（２）工事着手予定年月日：

（３）工事完了予定年月日：

８．その他必要な事項

（１）法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

□申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

（２）畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（３）申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（４）特例畜舎等が第48条第２項の規定の適用を受ける場合

□第48条第２項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

９．備考

（注意）

①　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

②　□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

③　２．（１）②及び③並びに（３）、４．（２）、５．、６．並びに７．（１）は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

④　４．（３）は申請に係る畜舎等（独立部分が２以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、畜舎等の数が２以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。